諮問庁:外務大臣

諮問日:令和元年12月26日(令和元年(行情)諮問第462号,同第46 3号,同第465号及び同第466号)及び同月27日(同第47 9号)

答申日:令和3年9月9日(令和3年度(行情)答申第226号ないし同第2 30号)

事件名:特定年月に行われた行政文書開示決定に係る決裁関連文書の一部開示 決定に関する件

> 特定年月に行われた行政文書開示決定に係る決裁関連文書の一部開示 決定に関する件

> 特定年月に行われた行政文書開示決定に係る決裁関連文書の一部開示 決定に関する件

> 特定年月に行われた行政文書開示決定に係る決裁関連文書の一部開示 決定に関する件

> 特定年月に行われた行政文書開示決定に係る決裁関連文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書(以下,併せて「本件請求文書」という。)の各開示請求に対し、別紙の2に掲げる文書(以下,併せて「本件対象文書」という。)を特定し、その一部を不開示とした各決定については、別紙の3に掲げる部分を開示すべきであり、別紙の4に掲げる文書を対象として、改めて開示決定等をすべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律(以下「法」という。)3 条の規定に基づく各開示請求に対し、令和元年8月1日付け情報公開第00952号、同第00953号、同第00950号、同第00951号及び同第00929号により外務大臣(以下「処分庁」又は「諮問庁」という。)が行った各一部開示決定(以下、順に「原処分1」ないし「原処分5」といい、併せて「原処分」という。)について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

(1)特定されるべき文書に漏れがないか確認を求める。

審査請求人は確認するすべを持たないので、特定されるべき文書に漏れがないか念のため確認を求める。

- (2)電磁的記録についても確認を求める。 本件対象文書に電磁的記録が存在すれば、それについても特定を求める。
- (3) 一部に対する不開示決定の取り消し。 記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべき である。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

- (1) 処分庁は、令和元年7月2日付けで受理した審査請求人からの本件請求文書に対し、本件対象文書を特定し、一部開示とする原処分を行った。これに対して審査請求人は、令和元年8月14日付けで、7月30日に決定を行った情報公開第00928号及び8月1日に決定を行った本件を含む32件分の決定と併せ、原処分の取り消し等を求める旨の審査請求を行った。
- (2) 審査請求人は、令和元年6月14日付けで「2019年1月から3月 に行われた行政文書開示に係る決裁関連文書に関するもの」という件名 で1件の情報公開請求を行ったが、同期間における開示決定の件数は2 21件と膨大であり、かつ、それぞれの案件は相互に密接な関連性を有 するものではなく、1件として扱うことはできなかったことから、審査 請求人に対し請求対象を絞り込む旨の補正を行った。同補正を受け,審 査請求人から期間を2019年3月分に絞り込みたく、同期間に行われ た開示決定案件のリストの提供を受けたい旨の求めがあったため、同期 間に行われた開示決定案件のリスト(57件分)を審査請求人に提供し たところ、審査請求人は「同リストに記載された57件分の開示決定に 係る決裁関連書類に関するもの」につき開示請求を行いたい旨回答した。 処分庁からは、更に、同57件はそれぞれ個別の開示請求であって、相 互に密接な関連性は認められないことから、それぞれ個別の案件として 開示請求するよう審査請求人に求めた結果、審査請求人からは本件を含 む57件の開示請求がなされた。処分庁では、うち1件については最初 に請求が接到した6月14日に受付を行い、残りの56件については請 求手数料の接到を待って7月2日に受付を行った。うち、22件につい ては10条延長を行って、それぞれ、7月18日、8月1日、9月2日 に決定を行ったところ、その全てにつき審査請求がなされたもの。
- 2 本件対象文書について 本件請求文書にかかる決裁関連文書は別紙の2のとおりである。
- 3 不開示とした部分について 原処分1及び原処分2の各文書1の不開示部分は、外務省における行政 文書ファイル管理に係る内部用の識別情報であり、公にすることにより、

外交記録公開事務及び文書管理事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれが あるため、法5条6号に該当し不開示とした。

また、原処分1の文書3から7、原処分2の文書3から7、原処分3の文書3から10、原処分4の文書3から7及び原処分5の文書2から6の不開示部分は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものであるため、公表慣行があるものを除き、法5条1号に該当し不開示とした。

4 審査請求人の主張について

審査請求人は、「①特定されるべき文書に漏れがないか確認を求める。」、「②電磁的記録についても確認を求める。」、「③一部に対する不開示決定の取り消し。」等を主張する。①に関しては上記2のとおり決裁関連文書の全てにつき特定を行ったものであって、漏れはない。②については、右にて特定した文書は、全て紙媒体で作成・取得したものであり、電磁的記録は存在しない。③に関しては、上記3のとおり、処分庁は対象文書の不開示事由の該当性を厳正に審査した上で、原処分を行っている。したがって、①から③の何れも審査請求人の主張には理由がない。

5 結論

上記の論拠に基づき、諮問庁としては、原決定を維持することが妥当で あると判断する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

7 9号)

① 令和元年12月26日

諮問の受理(令和元年(行情)諮問第462号,同第463号,同第465号及び同第466号)

- ② 同日
- ③ 同月27日
- 4 同日
- ⑤ 令和2年1月20日
- ⑥ 令和3年9月2日

が同第466号) 諮問庁から理由説明書を収受(同上) 諮問の受理(令和元年(行情)諮問第4

諮問庁から理由説明書を収受(同上)

審議(令和元年(行情)諮問第462号, 同第463号,同第465号,同第46 6号及び同第479号)

本件対象文書の見分(同上), 令和元年 (行情)諮問第462号, 同第463号, 同第465号, 同第466号及び同第4 79号の併合並びに審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件各開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものである。

審査請求人は、他の文書の特定及び本件対象文書の電磁的記録の特定並びに不開示部分の開示を求めており、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果に基づき、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示情報該当性について検討する。

- 2 本件対象文書の特定の妥当性について
- (1)本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。
 - ア 本件各開示請求は、特定の開示請求に係る決裁関連文書を求めるものであったことから、当該決裁を行った担当部署において保有する本件対象文書を特定した。
 - イ 通常、開示請求に対する決裁関連文書としては、①対象行政文書の特定の妥当性及び開示・不開示の判断を行うための決裁書一式(決裁書鑑、決裁書本文、請求対象行政文書の一覧表及び不開示部分がある場合は不開示理由一覧表)、②対象行政文書(開示請求に係る特定文書で不開示部分がある場合には、不開示部分が分かるようにマーキング等されている文書を含む。)、③行政文書開示請求書(開示請求者からの請求書)、④作業依頼書(開示請求窓口である外交記録・情報公開室から担当部署への作業依頼書)、⑤開示請求書の受付書(開示請求を受け付けた旨を開示請求者に通知するもの)、⑥延長通知書(法10条又は11条の規定により開示決定等の期限を延長した場合のみ)及び⑦開示等決定通知書の各文書が保存されている。
 - ウ 原処分3の事案においては、法10条又は11条の規定による開示決定等の延長の手続は行っておらず、⑥に該当する文書は作成も取得もしていないことから、⑥を除いた本件対象文書を特定したものであり、原処分1、原処分2、原処分4及び原処分5の事案については、法10条又は11条の規定による開示決定等の延長の手続を行っていることから①ないし⑦に該当する本件対象文書を特定したものである。また、原処分3の事案においては、開示請求書に不備があり、開示請求者に対して2度にわたって補正を求めたことから、当該補正に係る担当部署内の決裁書及び開示請求者に対して補正を依頼した文書を保有していたため、当該文書を本件対象文書として特定しており、原処分1、原処分2、原処分4及び原処分5の事案においては、開示請求者に対して補正を求めた事実もなく、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書は保有していない。
 - エ また、本件対象文書は紙媒体として作成・取得したもの又は電磁的 記録として作成・取得したものであるが、決裁を受ける際は一元的な 文書管理システムを用いた電子決裁ではなく、紙媒体での決裁だった

こともあり、一連の情報公開請求への対応を終えた後に、決裁関連文書一式として紙媒体で出力したものをそのまま保存する方が効率的であると判断し、紙媒体の状態で行政文書ファイルにとじて保存・管理している。なお、当初保有していた電磁的記録については、紙媒体での保存・管理を開始するまでに廃棄しており、本件開示請求の時点では存在しない。

- (2)本件対象文書は紙媒体のみで保有しており、電磁的記録では保有していない旨の諮問庁の上記(1)工の説明は不自然、不合理とはいえず、他に電磁的記録の存在をうかがわせる事情も認められないことから、外務省において本件対象文書以外に本件請求文書に該当する文書(電磁的記録)を保有しているとは認められない。
- (3) しかしながら、原処分1及び原処分2の各文書7を当審査会において見分したところ、開示請求内容には「2019年3月に行われた行政文書開示決定に係る決裁関連文書に関するもの」とあるものの、実際には「2019年4月」又は「同年6月」に開示決定等された文書が特定されていた。この点につき、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、原処分1及び原処分2には文書特定に誤りがあり、本件対象文書以外にそれぞれ、2019年3月に行われた行政文書開示決定に係る決裁書一式、対象行政文書及び開示等決定通知書を保有しているとのことであった。

さらに、原処分5においては対象行政文書が特定されていないため、 当該文書の保有の有無について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確 認させたところ、対象行政文書を保有しているとのことであった。

したがって、原処分1及び原処分2については、本件請求文書に該当する文書として、2019年3月に行われた行政文書開示決定に係る決裁書一式、対象行政文書及び開示等決定通知書を保有していると認められるとともに、原処分5については、対象行政文書を保有していると認められるので、これを新たに特定し、改めて開示決定等をすべきである。

- 3 不開示情報該当性について
- (1)原処分3の文書6及び文書8は、理由説明書の不開示とした部分及び開示等決定通知書の決定区分欄の記載上、法5条1号により部分開示となっているが、当審査会において、本件対象文書を見分したところ、当該各文書には不開示部分がないことが認められた。この点につき、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、記載の誤りであり、原処分3の文書6及び文書8に不開示部分はないとのことであるから、この点については判断しない。
- (2) 行政文書ファイル管理に係る内部用の識別情報 ア 別紙の3に掲げる不開示部分は、ファイル管理に係る識別情報であ

ることが認められる。

当審査会事務局職員をして、不開示とすべき理由について諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

- (ア) 行政文書ファイル管理番号は、 e G o v (電子政府の総合窓口) にある国民向けの行政文書ファイル管理簿にも記載していない, また, 対外的にも公表していない部内管理用の識別番号である。
- (イ)行政文書ファイルが特定歴史公文書等として外交史料館に移管され、公表される目録に記載される同ファイルの識別番号は、移管後に付与される外交史料館における管理番号となり、利用者が、ファイルを利用するに当たっては、新たな管理番号が分かれば足りることであり、一つのファイルに対して、2種類の識別番号を知らせることは、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがある。
- (ウ) 不当に国民の間に混乱を生じさせる結果,外務省に問合せが殺到することも考えられ,そうすると,外交記録公開事務及び文書管理事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため,法5条6号柱書きに該当し不開示とした。
- イ 諮問庁は、上記(イ)及び(ウ)で一つの行政文書ファイルに対して、外交史料館への移管前と移管後で2種類の識別番号が存在し、この2種類の識別番号を公にすることによって、不当に国民の間に混乱を生じさせ、その結果、問合せが殺到するなどして、外務省の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると説明するが、仮にこの2種類の識別番号を公にしたとしても、不当に国民の間に混乱を生じさせるような事態になることは考えられず、諮問庁が説明するような事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められないことから、法5条6号柱書きに該当せず、開示すべきである。

(3) 開示請求者の氏名等の情報

原処分1の文書3ないし文書7,原処分2の文書3ないし文書7,原処分3の文書3ないし文書5,文書7,文書9及び文書10,原処分4の文書3ないし文書7並びに原処分5の文書2ないし文書6の不開示部分は、開示請求者の氏名、郵便番号、電話番号及び住所であることが認められる。

当該部分は、一体として開示請求者に係る法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハに該当する事情も認められない。

さらに、当該部分は、個人識別部分に該当すると認められることから、 法6条2項による部分開示の余地はなく、法5条1号に該当し、不開示 とすることが妥当である。

4 本件各一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の各開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法 5 条 1 号及び 6 号に該当するとして不開示とした各決定については、別紙の 3 に掲げる部分を除く部分は、同条 1 号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であるが、別紙の 3 に掲げる部分は、同条 6 号柱書きに該当せず、開示すべきであり、外務省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書として別紙の 4 に掲げる文書を保有していると認められるので、これを対象として、改めて開示決定等をすべきであると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子,委員 佐藤郁美,委員 中川丈久

別紙

1 本件請求文書

- 本件請求文書 1 2019年3月に行われた行政文書開示決定に係る決裁関連 文書に関するもの(別添リスト57件)のうち、「米ソ戦略兵 器制限交渉(SALTI)(1969年12月26日)。」
- 本件請求文書 2 2 0 1 9 年 3 月に行われた行政文書開示決定に係る決裁関連 文書に関するもの(別添リスト 5 7 件)のうち、「米ソ戦略兵 器制限交渉(SALTI)(1 9 7 2 年 3 月 3 1 日)。」
- 本件請求文書3 2019年3月に行われた行政文書開示決定に係る決裁関連 文書に関するもの(別添リスト57件)のうち、「特定CED AW委員のY19スケジュール表、FY18における活動内容、 活動報告書や議事録等」
- 本件請求文書 4 2019年3月に行われた行政文書開示決定に係る決裁関連 文書に関するもの(別添リスト57件)のうち、「「女性・平 和・安全保障に関する行動計画」に関し、平成27年に首相官 邸政務関係者と外務省が協議した内容及び与党関係者より外務 省が意見聴取した内容を記録した議事録、報告書メモ、電子メ ール等の文書」
- 本件請求文書 5 2019年3月に行われた行政文書開示決定に係る決裁関連 文書に関するもの(別添リスト57件)のうち、「アメリカ海 軍艦船の日本本土の海軍施設・港湾への入港についての日米間 のやりとり等に関する記録(1961年に関する文書)」

2 本件対象文書

原処分1

文書 1 決裁書一式

文書 2 対象行政文書

文書 3 行政文書開示請求書

文書 4 作業依頼書

文書 5 開示請求の受付について

文書6 開示請求に係る決定期限の特例の適用について(通知)

文書7 行政文書の開示請求に係る決定について(通知)

原処分2

文書 1 決裁書一式

文書 2 対象行政文書

文書 3 行政文書開示請求書

文書 4 作業依頼書

- 文書 5 開示請求の受付について
- 文書 6 開示請求に係る決定期限の特例の適用について(通知)
- 文書7 行政文書の開示請求に係る決定について(通知)

原処分3

- 文書 1 決裁書一式
- 文書 2 対象行政文書
- 文書 3 行政文書開示請求書
- 文書 4 作業依頼書
- 文書 5 開示請求の受付について
- 文書6 補正依頼(1回目)決裁書
- 文書 7 補正依頼 (1回目)通知書
- 文書8 補正依頼(2回目)決裁書
- 文書 9 補正依頼(2回目)通知書
- 文書10 行政文書の開示請求に係る決定について(通知)

原処分4

- 文書 1 決裁書一式
- 文書 2 対象行政文書
- 文書 3 行政文書開示請求書
- 文書 4 作業依頼書
- 文書 5 開示請求の受付について
- 文書 6 開示請求に係る決定期限の特例の適用について(通知)
- 文書7 行政文書の開示請求に係る決定について(通知)

原処分5

- 文書 1 決裁書一式
- 文書 2 行政文書開示請求書
- 文書 3 作業依頼書
- 文書 4 開示請求の受付について
- 文書 5 開示請求に係る決定期限の延長について(通知)
- 文書6 行政文書の開示請求に係る決定について(通知)

3 開示すべき部分

原処分番号	文書番号等	開示すべき部分
原処分1	文書 1 決裁書一式	行政文書ファイル管理に係る内
原処分2	文書 1 決裁書一式	部用の識別情報

4 改めて開示決定等をすべき文書

│原処分番号 │改めて開示決定等をすべき文書

原処分1	2019年3月に行われた行政文書開示決定に係る決裁書一
	式、対象行政文書及び開示等決定通知書
原処分 2	2019年3月に行われた行政文書開示決定に係る決裁書一
	式、対象行政文書及び開示等決定通知書
原処分 5	対象行政文書